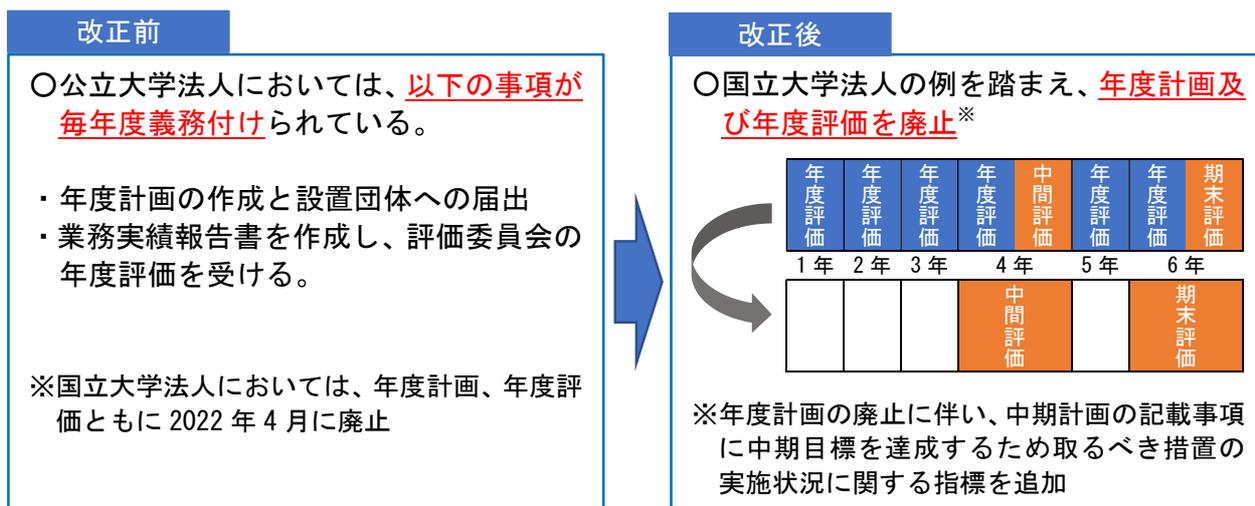


## 地方独立行政法人法改正後の評価委員会の運営について

### 1 地方独立行政法人法改正（案）の概要

年度計画及び年度評価を法定事項から廃止することで、大学の事務負担を軽減し、地域における高等教育機会の提供や、地域社会での知的・文化的拠点としての業務（公立大学が本来の役割に資する業務）に取り組むことを可能とするもの。

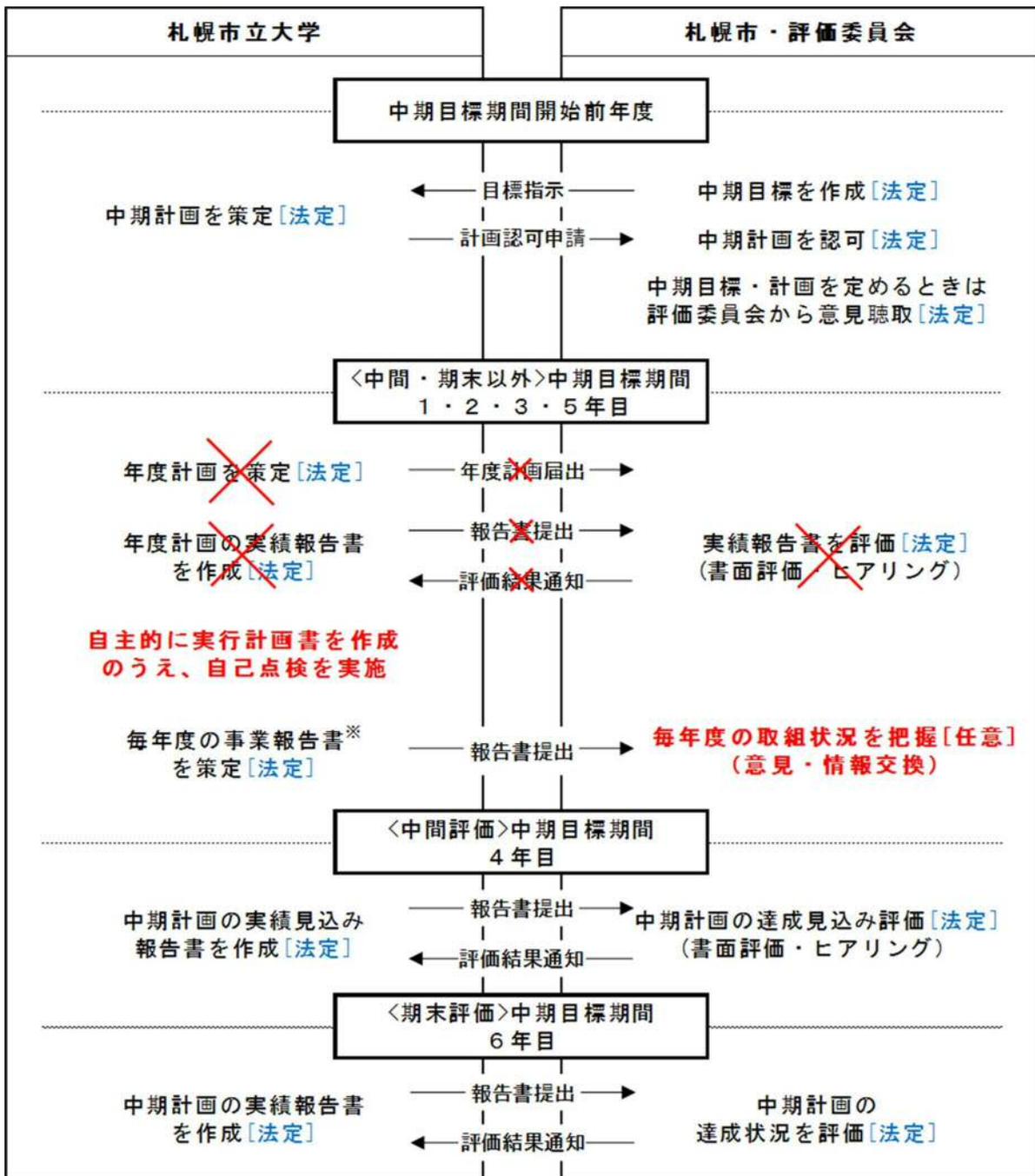


**※改正法の適用は、2024 年度（第四期中期目標の初年度）の取組からとなる。**

### 2 法改正後の評価委員会の運営検討のポイント

- 毎年度の実績報告及び評価が廃止となることで、中期目標期間における途中経過の把握が難しくなる中、中間・期末のタイミングのみで、複数年分の実績をまとめて評価するのは、評価委員会への負担が大きいと考えられる。
- 中間・期末評価を適正かつ円滑に行うためには、札幌市及び評価委員会が、札幌市立大学の毎年度の業務実績等がある程度、把握できる仕組みが必要である。
- 一方で、法改正の趣旨を踏まえ、札幌市及び評価委員会から札幌市立大学に対し、法定外の負担を課すことは避けるよう、留意しなければならない。
- 札幌市立大学では、年度計画策定の法的義務が廃止となった後も、**中期計画を達成するための具体的実行計画を毎年度、策定予定**。また、当該実行計画に係る取組について、自己点検・評価を実施し、結果を法定の事業報告書に記載予定。
- 年に 1 度程度、評価委員会と札幌市立大学が意見・情報交換を行う場を設けることで、大学の現状や社会情勢等を踏まえた中長期的な展望等を共有できるため、**双方ともに中間・期末評価に負担が集中することを避けられる。**

### 3 法改正後の評価委員会の運営（案）



※事業報告書には、札幌市立大学が大学の質の維持・向上を実現するため、毎年度自主的に作成する実行計画の自己点検・評価結果や重点取組事項についての記載が新たに追加される予定。